

相続人以外からの相続預金 払戻依頼にはこう対応しよう

ここでは、相続人以外から相続預金の払戻依頼を受けたケースを挙げ、適切な対応方法を紹介します。

ケース1 相続人の成年後見人から依頼された



意 思能力等が衰えた者を保護・支援する法定制度が成年後見制度であり、対象者の心身の程度・実態に応じて「後見」「保佐」「補助」の3類型があります。後見では「精神上の障害により事理を弁識する能力に欠ける常況の者」を対象者としており、その法定代理人が成年後見人です。成年後見人には、家庭裁判所によって、対象者本人（以下、被後見人）に関する包括的な代理権・取消権が付与されています。

成年後見人が書類を記入
高齢化が進みます進む中、相続時に、相続人の意思能力が衰えていることも珍しくありません。このため、相続人の成年後見人が遺産分割協議に参加することや、相続預金の払戻しを成年後見人が行うこともあります。相続人の成年後見人から相続預金の払戻依頼を受けた場合は、必要十分に事実関係を確認したうえで応じます。

- POINT ●
- 登記事項証明書等で、相続人に後見が開始された事実を確認する
- 成年後見制度の届出書のほか、必要に応じ相続届を記入・提出してもらう

具体的には、預金者（被相続人）の死亡の事実や相続人の範囲、被後見人が自店の預金を相続することを必要書類により確認します。また、後見に関する登記事項証明書等の提示を求め、相続人である被後見人の後見開始事実を確認します。同時に、相続預金の払戻依頼をしてきた成年後見人の本人確認書類の提示を受けて、成年後見人本人であることを見ます。加えて、金融機関所定の「成年後見制度に関する届出書」の記入・提出を依頼します。相続届が必要な場合は、被後見人の代わり成年後見人に記入・署名捺印を求めます。

ケース2 未成年者の特別代理人から相続預金の払戻しを依頼された



親 権を持つ親は、法定代理人財産を管理する管理権と、財産に關係する法律行為の代理権を保有しています（民法824条）。一方で、親権者と子の利益が相反する行為については、子の利益を守るため特別代理人の選任が求められます（民法826条）。未成年者である子は行為能力を持たないがゆえに不利益を被る可能性が強いため、より積極的に権利を保護しなければならないというのが法の趣旨となります。相続人に未成年者である子とその親権者が含まれる場合、相続時の遺産分割協議は、典型的な利益相反行為に該当します。このような場合、親権者または利害関係人が子の住所を管轄する家庭裁判所に特別代理人の選任を申し立てる必要があります。家庭裁判所の審判後には、申立人に審判書が送付されます。申立時に必要な書類には、特別代理人候補者の住民票または戸籍

書類は用意してあります。預金の払戻しをお願いします。ええと...

附表のほか、遺産分割協議書案や契約書案も含まれます。審判は、それらの内容を踏まえて行われます。言い換えれば、特別代理人が行える代理行為は、遺産分割協議書案を含め、あらかじめ裁判所に提出された範囲内に限られます。

協議書案と協議書を突合
特別代理人による相続預金払戻依頼を受け付けた場合は、特別代理人から審判書の提示を受けて選任事実を確認するとともに、本人

- POINT ●
- 審判書で選任事実を確認し、特別代理人の本人確認書類で本人確認を行う
- 相続届の払戻依頼内容と遺産分割協議書の記載内容を突合する

確認書類の提示を求めて特別代理人の本人確認を行います。そして、特別代理人および未成年者の子以外の相続人が署名捺印した遺産分割協議書の提示を求めて、相続届の払戻依頼内容と遺産分割協議書の記載内容を突合します。審判書には、申立人が申請した遺産分割協議書案も添付されていますので、念のため遺産分割協議書案と遺産分割協議書の内容も突合します。手続きに相応の時間を要するため、あらかじめ特別代理人にその旨を伝えて了承を取り、ローカウンターや応接スペースなどに案内して、プライバシーにも配慮するとよいでしょう。